

第3章 納税者管理に関する事務

改正後	改正前
<p>所得税・消費税の納税地指定通知書</p> <p>_____ 殿 平成 年 月 日</p> <p>_____ 国税局長 印</p> <p>所得税・消費税の納税地指定通知書</p> <p>所得税法（昭和40年法律第33号）第18条及び消費税法（昭和63年法律第108号）第23条の規定により、下記のとおりあなたの所得税・消費税の納税地として指定したので通知します。</p> <p>したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する _____ 税務署長が行うこととなりますから、所得税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。</p> <p>記</p> <p>指定納税地 _____</p> <p>処分の理由 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>所得税・消費税の納税地指定通知書</p> <p>_____ 殿 平成 年 月 日</p> <p>_____ 国税局長 印</p> <p>所得税・消費税の納税地指定通知書</p> <p>所得税法（昭和40年法律第33号）第18条及び消費税法（昭和63年法律第108号）第23条の規定により、下記の地をあなたの所得税・消費税の納税地として指定したので通知します。</p> <p>したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する _____ 税務署長が行うこととなりますから、所得税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。</p> <p>記</p> <p>指定納税地 _____</p> <p>( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

所得税・消費税の納税地指定解除通知書

所得税・消費税の納税地指定解除通知書

第 号  
平成 年 月 日

第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 国税局長 印

\_\_\_\_\_ 国税局長 印

所得税・消費税の納税地指定解除通知書

所得税・消費税の納税地指定解除通知書

平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付\_\_第\_\_号によるあなたの所得税・消費税の納税地の指定は、  
以下の理由により、平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日以降これを解除しましたので通知します。

平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付\_\_第\_\_号によるあなたの所得税・消費税の納税地の指定は、  
平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日以降これを解除しましたので通知します。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する一切の事務は、原則として、あなたの住  
所地を所轄する税務署長が行うことになります。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する一切の事務は、原則として、あなたの住  
所地を所轄する税務署長が行うことになります。

処分の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

所得税・消費税の納税地指定解除通知書（教示文）

所得税・消費税の納税地指定解除通知書（教示文）

（新設）

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（ ）枚のうち（ ）枚目



改正後

改正前

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

Stamp area for the corrected document.

Form for document number and date: 第 号 (番 号) 平成 年 月 日

殿

税務署長 印

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

Main table for the corrected document showing tax amounts before and after correction, including income, deductions, and tax payable.

本表の一の三

Stamp area for the original document.

Form for document number and date: 第 号 (番 号) 平成 年 月 日

殿

税務署長 印

平成 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

Main table for the original document showing tax amounts before and after correction, including income, deductions, and tax payable.

本表の一の三

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二）

更正決定等通知書（一般用/本表の二）

□□□-□□□□

---

殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税及び復興特別所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の  
及び加算税の賦課決定をします。

なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に  
関する法律第6条第1項及び第2項（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。  
減少する

本 税 の 額 <small>(別表②の①欄の金額)</small>		円 ○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してくだ さい。  ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。
加 算 税 の 額	申告加算税 <small>(別表②の②欄の金額)</small>	
	重 加 算 税 <small>(別表②の③欄の金額)</small>	

○ この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち( ) 目

本表の二

□□□-□□□□

---

殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。  
減少する

本 税 の 額 <small>(別表②の①欄の金額)</small>		円 ○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してくだ さい。  ○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。
加 算 税 の 額	申告加算税 <small>(別表②の②欄の金額)</small>	
	重 加 算 税 <small>(別表②の③欄の金額)</small>	

○ この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち( ) 目

本表の二

改正後

更正決定等通知書（一般用/本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て		7.3% (注)		確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て
		3 6 5				

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、稅務署におたずねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、稅務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更生があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更生があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は當稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	(延滞税の割合) 7.3% (注) <small>(納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限の翌日から 完納の日まで	=	延滞税の額
		3 6 5				

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成24年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成25年1月1日から同年12月31日までの割合は1.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから稅務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
  - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）

Address box for the recipient (Tax Authority).

Date and serial number box.

税務署長 殿

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。

Main calculation table for tax correction, including income, deductions, and tax amounts.

納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び職入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

Box for the recipient's name and address.

( ) のうち ( ) 目

本表の二の二

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）

Address box for the recipient (Tax Authority).

Date and serial number box.

税務署長 殿

平成 年分所得税の更正加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。

Main calculation table for tax correction, including income, deductions, and tax amounts.

納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び職入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

Box for the recipient's name and address.

( ) のうち ( ) 目

本表の二の二

改正後

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。  
 具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合	×	期間(日数)	=	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て		7.3% (注)		確定申告期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て
365						

- (注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。  
 具体的には次のとおりです。
- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
  - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
    - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更生があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更生があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
    - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	7.3% (注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small>	×	(期間(日数)) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額
365						

- (注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。  
 具体的には次のとおりです。
- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
 例えば、平成24年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成25年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
  - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

改正前

更正決定等通知書（加算税用/本表の三）

更正決定等通知書（加算税用/本表の三）

□□□-□□□□

---

殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 回

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (①×②)	円	円	円
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額 (④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき減少する加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本表の三

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち( ) 目

□□□-□□□□

---

殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 回

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (①×②)	円	円	円
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額 (④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき減少する加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本表の三

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち( ) 目

改正後

更正決定等通知書（加算税用/本表の三の二）

(納税地)   
 (氏名) \_\_\_\_\_

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

青・白	(職 業)	(原号・雅号)	(電話番号)
-----	-------	---------	--------

更正決定等決議書(加算税用)

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定決議書(徴収用)

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="checkbox"/> 加重等分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="checkbox"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

※ 管理運営部門連絡欄 (この欄は、複写によらないで記載すること。)

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

本表の三の二

( ) のうち( ) 目

改正前

更正決定等通知書（加算税用/本表の三の二）

\_\_\_\_\_ 殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 団

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

----- 平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。 -----

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="checkbox"/> 加重分の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="checkbox"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

○ この処分の理由

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

本表の三の二

( ) のうち( ) 目

改正後

改正前

更正決定等通知書（別表）

更正決定等通知書（別表）

別表 平成 年分		氏名		(番 号)
区 分	④ 前の額	⑤ 後の額	増減 (△印) 差額 (⑤-④)	
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥		円	
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 ⑱			
算出税額	⑱に対する税額 ⑳			
	㉑に対する税額 ㉒			
	㉒に対する税額 ㉓			
	計 ㉔			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉕			
	控除 ㉖			
	控除 ㉗			
差引所得税額 (㉔-㉕-㉖-㉗)				
災害減免額				
再差引所得税額 (㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)				
復興特別所得税額 (㉔×21%)				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉔+㉙)				
外国税額控除				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額				
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉔+㉚-㉛)				円
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	第 1 期 ㉜			
	第 2 期 ㉝			
所得税及び復興特別所得税の確定納税額	納付すべき税額 ㉞			
	還付金の額に相当する税額 ㉟			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊱			
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊲			
差引納付すべき税額又は減額 (△印) する税額 (㉞-㉟+㊱+㊲)				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊳	円	円	加算金の減少(増)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が④欄に移記してあります。
	加算税の割合 ㊴	%	%	
	加算税の額 (㊳×㊴) ㊵	円	円	
	加算税の基礎となる税額 ㊶			
重加算税	加算税の割合 ㊷	%	%	
	加算税の額 (㊶×㊷) ㊸	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額				

青 特 徴 白

( ) のうち ( ) 目

別表 平成 年分		氏名		(番 号)
区 分	④ 前の額	⑤ 後の額	増減 (△印) 差額 (⑤-④)	
所得金額	所得 ①	円	円	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥		円	
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 ⑱			
算出税額	⑱に対する税額 ⑳			
	㉑に対する税額 ㉒			
	㉒に対する税額 ㉓			
	計 ㉔			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉕			
	控除 ㉖			
	控除 ㉗			
差引所得税額 (㉔-㉕-㉖-㉗)				
災害減免額、外国税額控除				
源泉徴収税額				
申告納税額 (㉔-㉕-㉖-㉗)				円
予定納税額	第 1 期 ㉘			
	第 2 期 ㉙			
確定納税額	納付すべき税額 ㉚			
	還付金の額に相当する税額 ㉛			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する税額 ㉜			
	減少する還付加算金 ㉝			
差引納付すべき税額又は減額 (△印) する税額 (㉚-㉛+㉜+㉝)				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㉞	円	円	加算金の減少(増)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が④欄に移記してあります。
	加算税の割合 ㉟	%	%	
	加算税の額 (㉞×㉟) ㊱	円	円	
	加算税の基礎となる税額 ㊲			
重加算税	加算税の割合 ㊳	%	%	
	加算税の額 (㊲×㊳) ㊴	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額				
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額				

青 特 徴 白

( ) のうち ( ) 目

改正後

改正前

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書/付表の七）

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書/付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額	金額
		円	円
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額		
	総所得 ①	B Aのうち前年分に繰戻す金額	総所得 ④
	その他の ②		その他の ⑤
	山林所得 ③		山林所得 ⑥
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	繰戻し後の課税される所得金額	E 総所得 ⑬
	山林所得 ⑧		山林所得 ⑭
	退職所得 ⑨		退職所得 ⑰
	⑦に対する税額 ⑩		⑮に対する税額 ⑱
	⑧に対する税額 ⑪		⑯に対する税額 ⑲
	⑨に対する税額 ⑫		⑰に対する税額 ⑳
	計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。) ⑬		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。) ㉑
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「㉑-㉒」との差額) ㉒	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( ) のうち ( ) 目

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額	金額
		円	円
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額		
	総所得 ①	B Aのうち前年分に繰戻す金額	総所得 ④
	その他の ②		その他の ⑤
	山林所得 ③		山林所得 ⑥
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	繰戻し後の課税される所得金額	E 総所得 ⑮
	山林所得 ⑧		山林所得 ⑰
	退職所得 ⑨		退職所得 ⑱
	⑦に対する税額 ⑩		⑮に対する税額 ⑲
	⑧に対する税額 ⑪		⑯に対する税額 ⑳
	⑨に対する税額 ⑫		⑰に対する税額 ㉑
	計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。) ⑬		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。) ㉒
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「㉒-㉓」との差額) ㉓	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( ) のうち ( ) 目

改正後

改正前

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用） / 付表の七の二）

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用） / 付表の七の二）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 年分の純損失の金額				平成 年分の純損失の金額			
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	変動所得	被災純損失以外		B	変動所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	その他	被災純損失以外		B	その他	被災純損失以外	
		②	②'			⑤	⑤'
A	山林所得	被災純損失以外		B	山林所得	被災純損失以外	
		③	③'			⑥	⑥'
A	山林所得	被災純損失		B	山林所得	被災純損失	
		③'	③''			⑥'	⑥''
C	課税される金額	総所得		E	繰戻される後の所得金額	総所得	
		⑦	⑦'			⑩	⑩'
		山林所得	⑧			⑧'	山林所得
D	控除後の税額	退職所得		F	Eに対する税額	退職所得	
		⑨	⑨'			⑰	⑰'
		⑦に対する税額	⑩			⑮	⑮'
D	控除後の税額	⑧に対する税額		F	Eに対する税額	⑯に対する税額	
		⑪	⑪'			⑱	⑱'
		⑧に対する税額	⑫			⑲	⑲'
D	控除後の税額	計		F	Eに対する税額	計	
		⑬	⑬'			⑳	⑳'
		⑨に対する税額	⑫			⑲	⑲'
D	控除後の税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		F	Eに対する税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
		⑭	⑭'			㉑	㉑'
D	控除後の税額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		F	Eに対する税額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	
		⑲	⑲'			㉒	㉒'

平成 年分の純損失の金額				平成 年分の純損失の金額			
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	変動所得	被災純損失以外		B	変動所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	その他	被災純損失以外		B	その他	被災純損失以外	
		②	②'			⑤	⑤'
A	山林所得	被災純損失以外		B	山林所得	被災純損失以外	
		③	③'			⑥	⑥'
A	山林所得	被災純損失		B	山林所得	被災純損失	
		③'	③''			⑥'	⑥''
C	課税される金額	総所得		E	繰戻される後の所得金額	総所得	
		⑦	⑦'			⑩	⑩'
		山林所得	⑧			⑧'	山林所得
D	控除後の税額	退職所得		F	Eに対する税額	退職所得	
		⑨	⑨'			⑰	⑰'
		⑦に対する税額	⑩			⑮	⑮'
D	控除後の税額	⑧に対する税額		F	Eに対する税額	⑯に対する税額	
		⑪	⑪'			⑱	⑱'
		⑧に対する税額	⑫			⑲	⑲'
D	控除後の税額	計		F	Eに対する税額	計	
		⑬	⑬'			⑳	⑳'
		⑨に対する税額	⑫			⑲	⑲'
D	控除後の税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		F	Eに対する税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
		⑭	⑭'			㉑	㉑'
D	控除後の税額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		F	Eに対する税額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	
		⑲	⑲'			㉒	㉒'

千円未満の端数は切り捨ててあります。

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七の二

付表の七の二

( ) のうち ( ) 目

( ) のうち ( ) 目

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書/付表の八）

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書/付表の八）

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。ただし、加重分の過少(無)申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少(無)申告加算税の額」は、この計算書の添付の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。ただし、加重分の過少(無)申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少(無)申告加算税の額」は、この計算書の添付の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

Table with columns for year (平成), name (氏名), and amount (額). Rows include income (所得金額), tax (税額), and surcharge (加算税) calculations.

( ) のうち ( ) 目

Table with columns for year (平成), name (氏名), and amount (額). Rows include income (所得金額), tax (税額), and surcharge (加算税) calculations.

( ) のうち ( ) 目

付表の八

改 正 後

改 正 前

更正決定等通知書（加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書  
/付表の八の三）

更正決定等通知書（加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/  
付表の八の三）

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の金額が記載してあります。）

（通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の金額が記載してあります。）

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の過少申告加算税）のほか、同条第2項の規定により、この計算書の金額の税額についても加算税（加重分の過少申告加算税）が課されます。  
また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の金額の税額について加算税（国外財産調査に係る軽減分の過少申告加算税）が課除され、同条第2項の規定により、この計算書の金額の税額について加算税（国外財産調査に係る加重分の過少申告加算税）が課されることとなります。

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の過少申告加算税）のほか、この計算書の金額の税額についても加算税（加重分の過少申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分		氏 名		殿	
区 分		前の額		後の額	
加算税の対象となる税額	①	円		円	
累積増差税額	平成 年 月 日の 分	②			
	平成 年 月 日の 分	③			
	平成 年 月 日の 分	④			
	平成 年 月 日の 分	⑤			
平成 年 月 日の 分	⑥				
① から ⑥ の計	⑦				
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分	⑧			
	外国税額控除額	⑨			
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑩			
	所得税及び復興特別所得税の予納税額	⑪			
災害減免額	⑫				
⑧ から ⑫ の計	⑬				
⑬の金額と50万円のいずれが多い方の金額	⑭				
①の金額と「⑦-⑬」の金額のいずれが少ない方の金額	⑮				
加重算税の対象となる税額	⑯				
通常	加算税の基礎となる税額（①-⑮） （1万円未満の端数切捨て）	⑰			
	加算税の割合	⑱	%	%	
加重分	加算税の額（⑰×⑱）	⑲	円	円	
	加算税の割合	⑳	%	%	
加重分	加算税の額（⑲×㉑）	㉑	円	円	
	加算税の割合	㉒	%	%	
加重分	加算税の額（㉑×㉒）	㉓	円	円	
	加算税の割合	㉔	%	%	
加重分	加算税の額（㉓×㉔）	㉕	円	円	
	加算税の割合	㉖	%	%	
過少申告加算税の額（㉕+㉖-㉓+㉔）	㉗				

( ) のうち( ) 目

平成 年分		氏 名		殿	
区 分		前の額		後の額	
加算税の対象となる税額	①	円		円	
累積増差税額	平成 年 月 日の 分	②			
	平成 年 月 日の 分	③			
	平成 年 月 日の 分	④			
	平成 年 月 日の 分	⑤			
平成 年 月 日の 分	⑥				
① から ⑥ の計	⑦				
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分	⑧			
	外国税額控除額	⑨			
	源泉徴収税額	⑩			
	予納税額	⑪			
災害減免額	⑫				
⑧ から ⑫ の計	⑬				
⑬の金額と50万円のいずれが多い方の金額	⑭				
①の金額と「⑦-⑬」の金額のいずれが少ない方の金額	⑮				
加重算税の対象となる税額	⑯				
通常	加算税の基礎となる税額（①-⑮） （1万円未満の端数切捨て）	⑰			
	加算税の割合	⑱	%	%	
加重分	加算税の額（⑰×⑱）	⑲	円	円	
	加算税の割合	㉑	%	%	
加重分	加算税の額（⑲×㉑）	㉒	円	円	
	加算税の割合	㉓	%	%	
加重分	加算税の額（㉒×㉓）	㉔	円	円	
	加算税の割合	㉕	%	%	
過少申告加算税の額（㉔+㉕-㉒+㉓）	㉖				

( ) のうち( ) 目

付表の八の三

改正後

改正前

更正決定等通知書（加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四）

更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四）

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑭欄の金額が記載してあります。）

（通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑭欄の金額が記載してあります。）

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほか、同条第2項の規定により、この計算書の⑭欄の税額についても加算税（加重分の無申告加算税）が課されます。  
また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の⑭欄の税額について加算税（国外財産調査に係る軽減分の無申告加算税）が控除され、同条第2項の規定により、この計算書の⑭欄の税額について加算税（国外財産調査に係る加重分の無申告加算税）が課されることとなります。

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、この計算書の⑭欄の税額についても加算税（加重分の無申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分		氏名 殿	
区 分	前の額	後の額	
加算税の対象となる税額 ①	円	円	
累積納付税額	平成 年 月 日の 分 ②		
	平成 年 月 日の 分 ③		
	平成 年 月 日の 分 ④		
	平成 年 月 日の 分 ⑤		
	平成 年 月 日の 分 ⑥		
	① から ⑥ の計 ⑦		
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑩		
	加算税の割合 ⑪	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑧-⑩) (1万円未満の端数切捨て) ⑬		
	加算税の割合 ⑭	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円
国外財産調査に係る	加算税の基礎となる税額 ⑯		
	加算税の割合 ⑰	5 %	5 %
	加算税の額 (⑯×⑰) ⑱	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮+⑱) ⑲	⑲		
	⑲		

付表の八の四

( ) のうち( ) 目

平成 年分		氏名 殿	
区 分	前の額	後の額	
加算税の対象となる税額 ①	円	円	
累積納付税額	平成 年 月 日の 分 ②		
	平成 年 月 日の 分 ③		
	平成 年 月 日の 分 ④		
	平成 年 月 日の 分 ⑤		
	平成 年 月 日の 分 ⑥		
	① から ⑥ の計 ⑦		
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て) ⑩		
	加算税の割合 ⑪	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑧-⑩) (1万円未満の端数切捨て) ⑬		
	加算税の割合 ⑭	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮) ⑯			

付表の八の四

( ) のうち( ) 目



改正後

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九の二 平成25年分）

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九の二 平成25年分）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
（東日本大震災用）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成25年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額

損失の種類	③前年から繰り越された損失額	④本年分の所得から控除される繰越損失額	⑤翌年への繰越損失額 (③-④)
22年分 純損失	22年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 山 林		/
	22年分が白色の場合 変動所得の損失		
	被災事業 資産の損失 山林以外 山 林		
	被災純損失 (青・白) 山林以外 山 林		
	(特定)居住用財産分		
	特定雑損失以外の雑損失		
	特定雑損失		
	23年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 山 林		
	23年分が白色の場合 変動所得の損失		
	被災事業 資産の損失 山林以外 山 林		
被災純損失 (青・白) 山林以外 山 林			
(特定)居住用財産分			
特定雑損失以外の雑損失			
特定雑損失			
24年分 純損失	24年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 山 林		/
	24年分が白色の場合 変動所得の損失		
	被災事業 資産の損失 山林以外 山 林		
	被災純損失 (青・白) 山林以外 山 林		
	(特定)居住用財産分		
	特定雑損失以外の雑損失		
	特定雑損失		
	本年分が青色の場合 被災純損失 山林以外 山 林		
	本年分が白色の場合 変動所得の損失		
	被災事業 資産の損失 山林以外 山 林		
被災純損失 (青・白) 山林以外 山 林			
(特定)居住用財産分			
特定雑損失以外の雑損失			
特定雑損失			

株式等の譲渡所得等	①欄、④欄及び⑤欄には、前年から繰り越された	①
上場株式等の配当所得	雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いて	②
先物取引の譲渡所得等	あります。	③

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。  
また、平成22年分以後の損失額については、その損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	④純損失の金額 (前年から繰り越した雑損失の金額は控除してあります。)	⑤(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑥翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (④-⑤)
円	円	円	円

付表の九の二

(新設)

改正後

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書（裏面）

1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  
 なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。

$$\frac{\text{納付すべき本税額 (注) 1} \times \text{延滞税の割合 (注) 2} \times \frac{\text{期間 (日数) (注) 3}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}}{365} = \text{延滞税の額 (注) 4}$$

○ この通知により納付すべき本税額の内訳

消費税	円
地方消費税	円

(注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。  
 また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。  
 なお、消費税又は地方消費税のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。  
 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することとなります。  
 (1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合  
 ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」  
 ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」  
 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合  
 ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合  
 ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合  
 （※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合  
 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。  
 なお、次のかつこ内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになっていきますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。  
 （自・・・至・・・）の期間  
 4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。  
 また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

- 3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。
- 5 消費税について、異なった税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は次のとおりです。

課税標準額			消費税額		
税率	既確定額 ( )	調査額 ( )	税率	既確定額 ( )	調査額 ( )
6.0%分	円	円	6.0%分	円	円
4.5%分			4.5%分		
3.0%分			3.0%分		
4.0%分			4.0%分		

改正前

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書（裏面）

1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  
 なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。

$$\frac{\text{納付すべき本税額 (1万円未満の端数切捨て) (注) 1} \times 7.3\% \times \frac{\text{納期限の翌日から2月を経過した日以後は 14.6\% (注) 2}}{\text{期間 (日数)}} \times \frac{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで (注) 3}}{365}}{365} = \text{延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4}$$

○ この通知により納付すべき本税額の内訳

消費税	円
地方消費税	円

(注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。  
 また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。  
 2 なお、消費税又は地方消費税のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。  
 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で次の割合を適用することとなります。  
 (1) 納期限の翌日から2月を経過する日まで、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
 (2) 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」  
 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。  
 なお、次のかつこ内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになっていきますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。  
 （自・・・至・・・）の期間  
 4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。  
 また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。

- 3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。
- 5 消費税について、異なった税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は、次のとおりです。

区分	税率	既確定額 ( )	調査額 ( )
課税標準額	6.0%分	円	円
	4.5%分		
	3.0%分		
	4.0%分		
消費税額	6.0%分		
	4.5%分		
	3.0%分		
	4.0%分		